住所　大阪府茨木市鮎川３丁目５番25号
金和美　昭和55年４月８日生
住所　大阪府東大阪市永和２丁目11番23号
李弘子　昭和14年７月22日生
住所　大阪府東大阪市菱屋西６丁目３番２―631号
李正子　昭和23年２月10日生
住所　大阪府柏原市玉手町24番５―602号
金燁夫　昭和39年11月７日生
秦弘子　昭和31年８月30日生
住所　大阪市阿倍野区旭町１丁目３番24―503号
李菊子　昭和22年７月25日生
金弘江　昭和45年11月11日生
住所　大阪府羽曳野市古市５丁目16番１号
金政秀　昭和48年11月14日生
任美佐子　昭和52年６月２日生
金莉子　平成22年１月13日生
金陵空　平成23年８月５日生
金梨希　平成26年５月７日生
住所　大阪市西淀川区千舟３丁目１番２―807号
梁睦也　昭和34年３月10日生
住所　大阪府寝屋川市田井西町13番27号
尹朝花　昭和56年８月４日生
住所　大阪府八尾市高砂町５丁目26番地20
趙出子　昭和23年２月４日生
薛英寿　昭和49年４月19日生
住所　大阪市城東区関目４丁目14番９―807号
李祥照　昭和61年４月22日生
住所　堺市北区蔵前町１丁１番３―208号
金祐一　昭和50年10月８日生

○外務省告示第百五十五号

平成二十八年二月二十九日にマニラで、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定（以下「両締約国政府」という。）は、安全保障の分野において両締約国政府の間に存在する協力関係に留意し、両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が、国際の平和及び安全に寄与することを希望し、防衛装備品及び技術の移転を規律すべき条件を定める必要があることを認識して、次のとおり協定した。

第一条

1　各締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府に提供する。当該事業は、国際の平和及び安全に寄与するための事業、共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業又は安全保障及び防衛協力の強化のための事業でなければならない。

2　個別の事業は、両締約国政府により、それぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

1　前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を承認する機関として合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、二の国別委員部で構成する。

日本国側委員部は、次の者で構成する。
防衛省の一の代表者
外務省の一の代表者
経済産業省の一の代表者

フィリピン側委員部は、次の者で構成する。
国防省の一の代表者
外務省の一の代表者
貿易産業省の一の代表者

3　移転される防衛装備品及び技術を承認するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

4　移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達された関連情報に基づいて合同委員会により承認される。

5　この協定を実施するため、特に、移転される防衛装備品及び技術、移転の当事者となる者並びに移転の詳細な条件を定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。フィリピン共和国政府の権限のある当局は、国防省とする。

第三条

1　各締約国政府は、他方の締約国政府から移転された防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに細目取極において決定する他の目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

2　各締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは委託を受けた者（契約者及び下請契約者を含む。）以外の者又は他の政府に移転してはならない。

第四条

各締約国政府は、自国の関係法令及び両締約国政府の間の他の適用可能な国際約束に従い、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するための必要な措置をとる。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、外交上の経路を通じた両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

○外務省告示第百五十七号

伊勢志摩サミット関連行事の倉敷市開催に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月十一日

外務大臣　岸田　文雄

倉敷アイビースクエア

期間	平成二十八年五月十四日から平成二十八年五月十五日まで
対象外国公館等の所在地	岡山県倉敷市　本町七番二号
対象外国公館等の敷地	岡山県倉敷市　本町七番（次の図面に示す部分に限る。）

第七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3　この協定は、五年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十六年二月二十九日にマニラで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
石川和秀

フィリピン共和国政府のために
ヴォルテア・ガズミン

○外務省告示第百五十六号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

平成二十八年五月十一日

外務大臣　岸田　文雄

旅券番号	発行年月日
MT1156564	2013年５月13日